

開 発 許 可 申 請 書

年 月 日

酒田市長 丸 山 至 殿

申請者 住所
氏名

下記により開発行為（A ）をしたいので、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項の規定による許可を申請します。

1 開発行為に係る土地の所在、地番、地目、面積等	土地の所在	地番	地 目		面積 m ²	農用地利用計画で指定された用途	土地の所有者、使用収益権者	
			登記簿	現況				
2 開発行為後の土地又は建築物等の用途								
3 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日							
4 工事計画の概要	① 開発行為が宅地の造成、土地の開墾、農用地間における用途の変更である場合 B	切土又は盛土をする土地の面積	m ²	切土又は盛土の土量	切土 m ³ 盛土 m ³	地盤、土質の状況		
		土留及び法面処理の方法						
		工事中及び工事完了後の排水処理の方法						
	② 開発行為が鉱物の採掘、土、岩石又は砂利の採取、物件の集積等である場合 C	採掘(採取集積等)の方法			土地の形質を変更する面積	m ²		
		量		m ³	掘採(採取、集積等)後の土地の形状			
		設備						
	工事中及び工事完了後の排水処理の方法							
	③ 開発行為が建築物等の新築等である場合 D	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	建築物等の規模及び構造		
工事完了後の排水処理の方法								
5 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要 E								
6 4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要 F								
7 資金計画及びその調達計画 G								
8 その他参考となるべき事項 H								

(注) 申請者が個人の場合は、申請者氏名の欄は記名押印に代えて自署によることもできる。

(記載上の注意)

記載事項については、正確に漏れのないようにするとともに、特に次の事項に留意すること。

- A 表外のカッコ内は、例えば「宅地の造成」、「土地の開墾」、「砂利の採取」、「鉱物の採掘」、「建築物の新築」、「工作物の改築」等の開発行為の種類を記載する。
- B 4の①の「地盤、土質の状況」欄は、地盤の硬軟、土地の砂質又は粘土の別を、「土留及び法面処理の方法」欄は、例えば「コンクリート擁壁を設置」、又は「コンクリートで土留めをし、法面は芝張りをする」等と、「工事中及び工事完了後の排水処理の方法」欄は、工事中又は工事完了後の表流水、湧水又は工事用水の排水経路、排水量、排水時期及び排水のために使用する水路の用途及び規模等の点について具体的に記載し、図面に排水路等を明示して説明すること。
- C 4の②の「採掘の方法」欄は、露天掘、階段上集積等の種別を、「採掘後の土地の形状」欄は、「採掘前と同様の形状とする」等記載する。
- D 4の③の「建築物の規模及び構造」欄は、建築物にあつては、例えば「床面積合計〇〇㎡、鉄筋コンクリート2階建て」等と、道路にあつては、「幅員〇〇m、延長〇〇m」等と簡明に、「工事完了後の排水処理の方法」欄には、排水の種類、排水量、排水時期、処理の要否及び処理の方法、排水のために使用する水路の用途及び規模等の点について具体的に記載し、図面に排水経路等を明示して説明すること。
- E 「農用地等としての利用を困難にしないための措置」欄には、開発行為後の土地の用途が農用地等以外の用途である場合に、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を、例えば「砂利採取後は、埋め戻して採取前の土地の形状と同様にする」等と記載する。
- F 6の「4の欄に記載した措置以外の防災措置の概要」欄には、申請に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し、又は崩壊する等により災害を発生させる恐れがある場合に、それを防止するための措置で、4の欄に記載した措置以外の措置の概要を記載する。
- G 7の資金の調達計画については、これを裏付ける資料を添付すること。
- H 8の「その他参考となるべき事項」欄には、申請に係る開発行為を行うことについて、都市計画法、森林法その他の法令（条例を含む。）による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載する。

別 記

申請書に添付する書類

- 1 法人にあつては定款又は寄附行為及び法人登記簿の抄本又は謄本
- 2 開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況を明らかにした縮尺2万5千分の1又は5千分の1程度の図面並びに登記簿謄本
- 3 開発行為が建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築又は増築（以下「新築等」という。）である場合にあつては、敷地内における当該建築物等の位置を明らかにした縮尺5百分の1程度の図面
- 4 所有者以外の者が開発行為を行う場合には、所有者その他その土地につき使用及び収益を目的とする権利を有する者の意向を記載した書面
- 5 開発行為に関連して法令（条例を含む。以下同じ。）の定めるところにより許可、認可等を要する場合において、その手続等を終了しているときは、その写し又はその旨を証する書面
- 6 その他の参考書類、図面（資金関係の把握を含む。）